

令和7年度月形町起業家等育成支援事業委託業務
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本事業は、町内での挑戦を促し、町を拠点に起業を目指す起業家人材を育成することで、地域での新規事業の立ち上げや新規雇用創出等を促進することで地域経済と地域コミュニティの活性化を目的とする。

2 業務委託の内容

(1) 業務名称

令和7年度月形町起業家等育成支援事業委託業務

(2) 業務内容

月形町起業家等育成支援事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和8年2月28日

(4) 事業費限度額

1,203,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

(5) 業務実施に必要な情報の提供

本業務を進める上で、必要な情報については、可能な範囲で提供する。企画提案書作成にあたって、使用できる情報についての照会を行う際には、下記（7. 質問書の受付及び回答）の手順に従って、質問書を提出すること。

3 プロポーザル実施方法

(1) 実施方法の公表

①公表方法 月形町役場掲示場及び月形町公式ホームページによる

②公表年月日 令和7年7月1日（火）

(2) プロポーザルの中止等

①緊急等やむを得ない理由などにより、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。

②中止等のお知らせは、月形町公式ホームページに掲載する。

③上記の場合においても、本プロポーザルに要した費用を月形町に請求することはできない。

4 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

(1) 民間事業者であって、国・地方公共団体ではないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 月形町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 納税義務者にあつては、国税及び地方税を完納していること。
- (6) 月形町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年6月20日施行）に該当しない者であること。
- (7) 本事業に類する事業を過去3年間に実施した者であること。

5 業務委託者選考スケジュール

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

内容	期日
参加申請受付期間	令和7年7月1日（火）～10日（木）
質疑受付期間	令和7年7月1日（火）～10日（木）
資格審査結果通知・質疑回答期日	令和7年7月15日（火）
提案書提出期限	令和7年7月23日（水）
提案内容のプレゼンテーション等	令和7年8月7日（木）
事業者決定・通知	令和7年8月中旬

6 企画提案の参加表明書の提出

参加希望者は、本実施要領及び仕様書の内容を踏まえたうえで、次に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出するものとする。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格の要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式1）
 - ② 事業者概要書（様式2）
 - ③ 業務実績書（様式3）
 - ④ 実施体制（様式4）
- (2) 提出期限 令和7年7月10日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参、郵送（提出期限必着）又は電子メール（メールの場合は原本を必ず郵送すること。）
- (4) 提出先 〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地
月形町企画振興課商工観光係
電話番号0126-53-2325
メールアドレス shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp

7 質問書の受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（様式5）を提出する

こと。

- (1) 提出期限 令和7年7月10日(木)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書を郵送又は電子メールにて提出
- (3) 回答方法 提出された質問は参加申込者全員に電子メールで回答
- (4) 提出先 月形町企画振興課商工観光係
〒061-0592北海道樺戸郡月形町1219番地
メールアドレスshoko@town.tsukigata.hokkaido.jp

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書(様式6)

企画提案書は、下記の項目を記載し、仕様書等の内容を踏まえ作成すること。

ア. 具体的な提案

イ. その他独自の提案

②業務スケジュール(任意様式)

③見積書(任意様式)

金額は消費税を含む金額とし、積算根拠を明確にすること。なお、事業費限度額を超える金額の場合は失格とする。

- (2) 提出期限 令和7年7月23日(水)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付すること。
- (4) 提出先 〒061-0592北海道樺戸郡月形町1219番地
月形町企画振興課商工観光係
電話番号：0126-53-2325
メールアドレスshoko@town.tsukigata.hokkaido.jp

9 審査基準及び選考方法

企画提案書プレゼンテーション等に基づき、比較・検討のうえ審査基準、見積額など各方面から総合的に審査を行う。審査で評価点の最も高い事業者に本優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点事業者と交渉する。

各評価内容の平均評価点が標準点に満たない場合は、受託候補事業者を選定しない。

- (1) 審査基準 別紙「評価基準」のとおり
- (2) 1次審査(書類選考)
- (3) 審査(プレゼンテーション)

参加事業者によるプレゼンテーションにより選考委員会で審査する。

- ① 実施日 令和7年8月7日(木)
- ② 場所 月形町役場大会議室

※時間及び審査会場等の詳細については別途通知する。

- ③プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明20分以内、質疑応答10分間を参加者ごとに行います。出席者は3名以内とし、別紙「実施体制（様式4-1）」に記入の管理責任者、若しくは担当者となる方は必ず1名以上出席すること。

(3) 審査結果の通知

①審査結果については、令和7年8月7日（木）以降、7日以内に各参加者に対して通知する。

②審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10 失格条項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格がなく書類を提出した場合
- (3) 書類の作成要領及び提出方法、提出期限を守らなかった場合
- (4) 提出書類に盗用した疑いがあると選考委員会が認めた場合
- (5) 選考委員会委員または関係者に直接、間接問わずに接触を求めた場合
- (6) 「本要領 2. (4)」に記載した金額を超えた場合

11 留意事項

- (1) 本業務の企画提案に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (3) 提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、月形町が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された書類は、一切返却しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案の参加を無効とする。
- (6) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

12 問い合わせ先

〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町企画振興課商工観光係

電話番号：0126-53-2325

[メールアドレスshoko@town.tsukigata.hokkaido.jp](mailto:shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp)

評価基準

1. 事業者

評価項目		評価の視点	配点	標準点
業務実績	業務の受注実績	過去3年以内の類似業務の実績	5	3
業務実施体制	実施体制	業務を遂行するための実施体制、 役割分担、バックアップ体制	10	6
	業務責任者・担当者	当該分野の業務に係る経験年数	5	3
小計			20	12

2. 企画提案

評価項目	評価の視点	配点	標準点
事業の理解度	町の地域性や課題を踏まえた提案となっている	10	6
	事業の趣旨・目的を適切に理解している	10	6
提案内容の妥当性・実現性・独自性	提案が仕様書の要件を的確に満たしている ①人材発掘及びPR業務 ②ローカルベンチャースクールの企画・実施 ③エントリー者へのフォローアップ支援 ④ローカルベンチャースクール採択者に対する継続的支援	20	12
	実施体制・スケジュールが適切かつ現実的である ・担当者の明確化 ・専門性やスキルが十分である ・十分な人材が確保されている	15	9
	令和7年度事業終了後も継続的に波及効果が見込める ・ローカルベンチャースクールのPR及び実施が今年度だけではなく次年度以降の継続も意識した内容である ・起業家・起業候補者への支援が将来につながるものである	15	9
総合評価	全体的な構成と印象や熱意、本業務に係る見積金額等	10	6
小計		80	48

合計	1. 事業者 (20) + 2. 企画提案 (80)	100	60
----	----------------------------	-----	----